

輸出拡大サポート事業

【912(806)百万円】

対策のポイント

日本製品の信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させるため、農林漁業者等の輸出の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定されたとおり、我が国の農林水産物・食品への信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させていくことは、今後の農政にとって重要な課題です。そのため、「農林水産物・食品輸出戦略検討会」を開催し、11月25日に輸出戦略の立て直しに向けた提言を取りまとめたところであり、提言の方向に沿って、以下の取組を行います。
- ・HACCP等の国際基準の導入支援を図り、また、輸出先国における活動については、産地毎の散発的・短期的な取組に終わっている事例や継続的・集中的な取組がなし得ていない事例が散見される現状から、「ジャパンプランド」の構築を図りつつ、産地横断的な輸出促進活動を展開し、併せて品目別等の輸出組織の育成を図ります。
- ・海外の日本食レストランにおいても、これまで築き上げてきた日本食市場の失地回復が喫緊の課題となっており、情報発信力の強い外食事業者を通じた日本食文化と日本食材の普及活動の強化で信頼回復を図ります。
- ・ジャパンプランドの再構築に資する観点から、我が国の農林水産物や食文化等を海外を含めて幅広く発信する国民的祭典を開催することで、輸出拡大につなげ、我が国農林水産業・食品産業の発展・強化を図ります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする。

<主な内容>

1. 食品の品質管理体制強化のサポート

- (1) 輸出志向のある農林漁業者、食品製造事業者等に対して、日本産食品の輸出先となる海外事業者が、取引条件として求める品質管理水準等に関する情報を提供します。
- (2) 品質管理体制強化へ向け意識の向上した事業者に対して、国際的に通用するHACCP導入やマネジメント体制強化を行うための人材育成の取組を推進します。

2. 輸出に取り組む事業者向けのサポート

農林漁業者等が海外市場調査や国内産地へのバイヤー招へいなどの活動を行い、地域・地方の輸出産品の輸出拡大を行う取組を引き続き支援することに加え、新たに、品目別等に主な国内産地を取りまとめる団体等が、各産地との調整、連携を図り、ジャパンプランドとして一体的に行う次の取組を重点的に支援します。

- (1) ジャパンプランド確立や輸出量の産地間調整等
- (2) 海外市場における継続的なマーケティング活動
- (3) ジャパンプランドのPRの実施

3. 販売拠点構築のサポート

日本産農林水産物・食品の商流が未発達な国・地域において、その美味しさ・品質の高さ等を現地消費者に対して継続的にアピールし、販路拡大を図るため、販売拠点の構築をサポートします。

4. マッチングの場（商談会）のサポート

- (1) 日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者（輸入業者、卸売業者、小売業者等）とのマッチングの場（商談会）を海外において開催し、現地市場への販売促進を支援する事業者の取組をサポートします。
- (2) 輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等に、海外の外食事業者団体が主催する商談会（業者間取引の場）等に出展させることにより、具体的なビジネスにつなげる取組をサポートします。

5. 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策

海外への輸出を図る農産物の品種保護を図る次の取組をサポートします。

- (1) 農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発。
- (2) 開発したDNA品種識別技術について、税関、（独）種苗管理センター等で広く利用可能とするための開発技術の妥当性の確認。

6. 海外外食事業者を通じたジャパンプランドの構築・発信支援対策

情報発信力の強い海外外食事業者を通じたジャパンプランドの構築と日本食材の輸出拡大の次の取組を支援します。

- (1) 日本料理の情報発信
- (2) 日本食文化と日本食材の普及
- (3) 日本料理店の海外進出支援

7. 「食と農林漁業の祭典（仮称）」開催への支援

海外を含めた消費者、生産者、外国政府等の幅広い参加を得つつ、我が国農林水産物や日本の食文化等を発信する「食と農林漁業の祭典（仮称）」の国内開催に向けた次の取組を支援します。

- (1) 祭典開催上の課題や方向性について、海外現地調査を含め調査・検証する取組を支援
- (2) 祭典の開催・運営に当たっての具体的な実施内容の詳細を検討・設計する活動を支援
- (3) 国際シンポジウム等のイベント開催に要する会場費等の実施経費を支援

<補助率>

- ・ 1、2及び5 : 1/2、定額
- ・ 上記以外 : 定額

<事業実施主体>

民間団体等

担当課

・ 1	: 食料産業局企画課食品企業行動室	電話03-3502-5743
・ 2、3、4の(1)	: 食料産業局輸出促進グループ	電話03-3501-4079
・ 5	: 食料産業局新事業創出課	電話03-6738-6444
・ 4の(2)、6	: 食料産業局食品小売サービス課外食産業室	電話03-6744-0481
・ 7	: 食料産業局食品製造卸売課	電話03-3502-8237

輸出拡大プロジェクト事業（1,230,160千円）

輸出拡大リード事業（317,911千円）

【国別マーケティングの強化】

主要な輸出先国等において、重点品目、主要購入層等の市場分析を通じてマーケティングを強化

フィードバック

フィードバック

【信頼回復・販路拡大】

日本食文化祭

日本産農林水産品・食品の持つ美味しさ等の魅力を日本食文化と合わせて発信し、消費者に直接その良さを伝え、信頼回復と需要の喚起を図る。

ジャパンパビリオン設置

国際見本市にジャパンパビリオンを出展し、輸出国日本のプレゼンスを高めつつ、販路拡大を支援。

海外バイヤー等招へい

輸出に取り組む農林漁業者等への輸出セミナーや国内外の有力バイヤーとの商談機会を提供。

輸出拡大サポート事業（912,249千円）

【ジャパンプランドの再構築】

国際基準の導入支援

- ・海外から新たな信頼を獲得するための品質管理体制強化
HACCPやGLOBALG.A.P.等国际的基準導入への支援
- ・品質管理体制強化のための人材育成
HACCP導入やマネジメント体制強化を行うための人材育成への支援

輸出事業者への輸出拡大支援

- ・輸出に取り組む事業者向け支援
「ジャパンプランド」構築や広報等の取組を支援
- ・販売拠点の構築
今後販路拡大が期待できる地域での販売拠点設置を支援
- ・マッチング対策
国内農林漁業者と現地実需者との商談機会を支援
- ・品種保護に向けたDNA品種識別技術確立
輸出農産物の品種保護を図る取組を支援
- ・海外外食事業者を通じた「ジャパンプランド」の構築支援
海外外食事業者を通じた日本食文化の普及によるジャパンプランド構築と日本食材の輸出拡大を支援
- ・「食と農林漁業の祭典(仮称)」開催の支援
我が国農林水産物や食文化等を発信する「食と農林漁業の祭典(仮称)」の国内開催を支援

輸出の回復から拡大へ

